



Assisted Reproductive Technologies in Iran

イランの生殖補助医療

Interviewee

Dr. Ehsan Shamsi Gooshki

Q. 専門分野やこれまでのキャリアについて簡単に教えてください。

2014年よりテヘラン医科大学准教授。現在、オーストラリアのメルボルンにあるモナシュ大学の客員研究員をしている。医学博士であり、終末期問題に焦点を当て、医療倫理分野で博士号を取得した。この研究の一環として、ARTなど様々な問題に対する正当化のモデルを検討し、終末期のガイダンスがどのように実施されるかを考察している。

生物医学倫理の分野において、教育、研究、政府関連業務の経験がある。イラン医学評議会の倫理規定を作成した。また、イラン医科学アカデミーやイラン医学評議会など、様々な医療機関で要職を歴任した。国際レベルでは現在、WHOの医療倫理コンサルタントであり、ユネスコ国際生命倫理委員会のメンバーでもある。

Q. イランで、受精卵提供についての法律ができた背景について教えてください。どのような課題や問題点が残されていますか。

2015年にARTに関する論文を発表している。イランで唯一法律に明記され、支持されている方法は胚提供である。法律

によると、不妊治療を受けたカップルの余剰胚から胚の提供を受けることが可能である。受精卵を受け取る側にはいくつかの法的基準があり、主に婚姻届を提出していること、裁判所の承認を得ていることが必要である。また、健康上の基準もある。

自分の意見では、この法律の主な問題は、胚提供はイランの不妊カップルが子どもを持つための主なルートや方法ではないということ。通常、不妊症のカップルは片方だけであり（両方ではない）、胚提供ではなく配偶子提供で解決できる。したがって、この法律が対象とするのは、ふたりとも不妊症のごく限られたカップルのみのケース。この問題に関する実証的なデータはないが、夫婦のうち少なくとも一人は生殖能力を持つ可能性があることを考慮すると、配偶子提供の方が一般的だと推測する。

Q. イランで、受精卵提供以外は、合法ではないと解釈できますか？ 実際には、精子・卵子提供、代理出産など行われているようですが、これらは、どのような扱いになっていますか？ ファトワとの関係は？

胚提供法以外にも、イランではARTを規制する多くの提案がなされているが、いずれも議会で承認されず、ガイドラインも作成されていない。他のART治療法は違法ではないが、法律で言及されおらず、国家的な規制がない。そのため、登録されたカップル（イランの法律で認められた男女の結婚）の不妊治療には、配偶子提供、代理出産、体外受精に関連した技術など、いろいろある。規制がないからといって、これらの行為が違法に



なるわけではないが、さまざまな方法で行われていることは事実だ。

配偶子提供や代理出産の報酬に関する規制はない。

Q. ファトワと法律の関係について教えてください。

自分が書いた論文では、ファトワと関連する議会でのいくつかの議論に関する詳細を述べている。

主な問題は、イランの文脈でこれらの活動を行うことを許可する肯定的なファトワがあるかどうか。イランの政治体制の指導者のファトワは、一種の法的権威を持っている。つまり、そのファトワがあるということは、ある意味で法律のようなもので、それらの行為を正当化することができる。

現在の指導者は ART の使用に寛容であり、精子提供の容認に関する彼のファトワは、主流派の神学校ではユニークなもの。現在、精子提供はイランとレバノン（一部のクリニックは彼のファトワを主要な法源としている）で行われている。このようなファトワは主流派のイスラム法学者の中では唯一である。

Q. イランの人々は生殖補助医療に関するファトワに忠実に従っていますか？もし具体例があれば教えてください。

性転換手術に関しては、革命の最初の指導者（1979年頃）のファトワがある。このファトワによれば、この手術を受けた者は身分証明書の性別を変更することができる。この場合、法律は存在しない

が、ファトワに基づいて許容されている。

同様に、そのようなファトワがなければ、ARTに従事することは法的に不可能である。クリニックをサポートするために導入された胚提供法は、ファトワに加えて、こうした行為を正当化する担保のような役割を果たしている。

イラン社会は宗教的信条や人々が従う法学者の点でかなり多様である。複数の法学者がいて、その中には保守的な人もいる。法学者の立場に厳格に従うコミュニティーは一部であり、限られているかもしれないが、定期的実践していなくても、ほとんどの人は何らかの形で宗教に共感している。このような宗教的背景はイランの文化や社会に不可欠な要素であるため、ARTの実践を支持するファトワが存在することは肯定的なシグナルとなり、たとえ ART 使用に対して宗教的な正当性を与えていなくても、不妊カップルはより快適に感じるようになる。

Q. 受精卵提供で生まれた子どもは、どのように扱われますか。子どもは、受精卵提供で生まれたことを（公的文書などによって）知ることができますか？

この疑問に答えるには、実証的な研究が必要である。このような実践はオープンに行われているわけではないので、ほとんどのカップルはこのような研究に参加したがるだろう。

自分の理解では、胚提供はそれほど行われていない。出自を知る権利がないので、子どもがまったく知らない可能性もある。子どもの ID カードなどにも登録されていない。その結果、こうした家族に



とってスティグマの原因になっている。日常的に行われていることであれば、もっとオープンな話し合いが行われるはずだが、そうではなく、守秘義務が重視されている。

IVFクリニックはこれらを推進している主な勢力だ。クリニックには倫理・法律部門があり、倫理的・法的問題の検討を主導している。にもかかわらず、より透明性の高いモデルを採用することはクリニックの利益にならないかもしれない。これは、彼らのビジネスモデルやイランにおける ART の一般的な実践に悪影響を及ぼす可能性がある。

Q. 受精卵提供の記録は、公的機関で管理されていますか。これまで何件ほど実施されたか等を知ることができますか？

書類は各クリニックで管理され、完全な機密保持が維持されている。人々が ART サービスを利用し、その結果子どもが生まれた場合、彼らは烙印を押されたり疎外されたりするリスクなしに、「普通の」家族としての日常生活に戻りたいと望んでいる。また、胚・配偶子提供には法的なリスクもあることに留意する必要がある。遺伝上の親が異なる場合、相続などに関わる法的な問題が発生する可能性がある。そのため、クリニックは保守的なアプローチをとり、カップルは日常的で自然な方法で妊娠したように装うことが多い。

Q. 受精卵を提供するイラン人夫婦の動機は？ 受精卵を廃棄することに罪恶感がありますか？ 他の不妊カップルに対する利他心

からですか？

分からない。

Q. イラン社会で、男性不妊はどのように扱われ、どのように解決されていますか？ 精子提供は、イランでどのように行われていますか？

男性不妊はよりデリケートでスティグマを帰せられやすいトピックである。

夫婦の不妊の悩みが男性不妊に起因する場合（精子提供によって克服できる可能性がある）、これは卵子提供が解決策となる可能性がある場合よりも、もっとセンシティブだ。イスラム文化では、男性が複数の妻を持つことは可能だが、女性が複数のパートナーや夫を持つことは不可能。そのため、イランでは男性不妊の場合、精子提供が例外的に認められている。

イランでは、精子提供は卵子提供よりも限定的であり、提供するクリニックも少ない。男性不妊症は女性不妊症よりも複雑だ。

Q. 遺伝的つながりが重視されていますか？ それとも生物学的つながりが重視されていますか？

イランでは、夫婦の受精卵を移植して、自分たちに代わって胎児を産んでくれる別の女性（通常は報酬を受ける）を求める。この慣習の性質から、遺伝的な結びつきが重視されていることがわかる。イランでは、社会が遺伝的なつながりを重要視しているため、この慣習自体が受け入れられている。依頼親は、自分たちに似た子どもを望んでいる。



母乳育児の役割について語ることはできないが、自分が知る限り、ほとんどのカップルは代理母との関係が続けるリスクを冒さないと考えている。大多数のカップルは、出産後すぐに代理母との関係を解消し、日常生活に戻るだろう。

代理出産の場合、「出自を知る権利」を保持するための文書が義務付けられていない。書類作成は（病院でも）非常に特殊な形式をとっており、代理出産で生まれた子どもにとって、代理出産で生まれたことが明確で透明性のあるものになっていない。

イランにおける代理出産の実態と、直面している問題についてより深く理解するためには、実証的な研究が必要だと考えている。

Q. 西欧社会では、「第三者」(=配偶子提供・代理出産)に対してオープンになってきており、遺伝的つながりよりも、「親になる意思」の方を重視する考え方も強くなってきているようです。イラン社会でもそうなりますか？

イランの状況はもっと複雑だ。子どもとのつながりだけでなく、家族という概念そのものがそうである。イランで家族とみなされるには、一般的に子どもを持つことが必要。子どもとの関係（社会的、遺伝的）だけでなく、社会におけるカップルの位置づけや、家族として認められることが重要だ。

自分は、西洋社会で見られるような変化がイランで広まっているとは考えていない。法制度がそれをサポートしていない。第三者による生殖を行うには、不妊であることを証明し、登録されたカップルになる必要がある。

「出自を知る権利」に関しては、イラン社会は変容しつつあるため、第三者による生殖で妊娠したことを自発的に子どもに伝えることを選択する親も出てくるだろう。若い世代の親は、上の世代よりもオープンである可能性が高い。しかし、一般的に言って、伝統的な家庭ではこのような習慣はないだろう。

現在では、遺伝子検査へのアクセスもよくなっているため、後年になってから子どもが自分の意思で知ることを避けるために、子どもにオープンにする親もいるかもしれない。イランでは医師の処方箋なしに遺伝子検査が受けられるが、これは数年前、イランの遺伝学者の間で議論された問題であった（つまり、遺伝上の父親が法的／社会的父親と異なることを発見することは、家族にとって大惨事になりかねず、命の危険さえある）。当時は、裁判所の許可や医学的な適応なしに、このような検査を消費者に直接行うことの倫理的な許容性に議論が集中した。

Q. イランで、配偶子提供で生まれた人から、相続をめぐる裁判が行われていると聞きました。このようなことが起こる背景は何でしょうか？

自分は、この問題を認識していない。

Q. 欧米の生命倫理学と、イスラムの生命倫理学とで、論点や視点など異なりますか？特に、生殖医療や第三者が関わる生殖技術に関する議論についてはどうでしょうか。

「イスラム生命倫理」という言葉を使うことに躊躇している。生命倫理は本来



的に世俗的な領域だから。「イスラム生命倫理」として何かを論じる場合、イスラム法学者によるイスラム法やファトワに従って、生命倫理の問題に対する答えをイスラム法学の文脈で求めていることを明確にすることが重要。自分は、世俗的な生命倫理とイスラム生命倫理とは、まったく別のものだと考えていない。

もう一つのポイントは、生命倫理の各分野において、イスラム学派を一つだけにすることは非常に難しいということ。ARTの問題に関して、イスラム法学者の間で大きな相違がある。リベラルな人もいれば、非常に保守的な人もいる。例えば、スンニ派のムスリムの間では、ARTにおいて精子提供が許されるとは考えない。

主な違いは前提条件と基本的な考え方にあり、イスラム法ではクルアーンと預言者の裁定に由来するのに対し、世俗の生命倫理では主に論理、熟慮、哲学的な議論や主張、人権的なアプローチに基づいている。例えば、ほとんど全てのイスラム法学者は同性愛を正当化できないと考えるが、人権のレンズから見ると、そのような制限に直面することはない。

Q. イラン政府の生殖ツーリズムに対する態度はどうでしょうか？

特定のARTを受けるために、他のイスラム諸国からイランに渡航するカップルもいる。これは主に、イランではそのような治療にかかる費用が安く、規制環境が緩やかであることを反映している。また、カップルの母国の状況を反映している場合もある。例えば、夫婦が保守的な社会の出身で、その結果、スティグマを

避けるために自宅から遠く離れた場所でART治療を受けることを好むのかもしれない。

自分の理解では、イラン政府は（少なくとも他のイスラム社会からの）生殖ツーリズムを歓迎している。政府が生殖医療に賛成しない動機は見当たらない。とはいえ、提供された配偶子を求めてイランを訪れる外国人に対する政府の立場はわからない。外国人の不妊カップルが体外受精などを希望する場合は問題ないだろうが、配偶子提供を受ける場合は、イスラム教の異なる宗派間の微妙な関係から、社会的な議論に発展する可能性がある。現在のところ、このテーマに関する公的な議論はない。

Q. 今後、外国人が押し寄せた場合、イランでも代理出産は禁止になる恐れがあると思いますか？

臓器移植の場合、イランでは一定の制限がある。例えば、イラン人が他のイラン人に腎臓を売ることが可能だが、外国人に売ることができない。これは主に難民の保護と、イランを訪れる金持ちによる臓器移植のターゲットからイラン人を守るため。この規制が導入される以前にも、このような問題はあった。従って、代理出産のためにイランを訪れる外国人の数があれば、アクセスをイラン人だけに制限したり、代理出産を禁止したりする規制へとシフトする可能性がある。

Q. 現在または今後の研究について。

自分の研究は通常、ガバナンスと実施、つまり、ある権利を正当化し、それ



を実施するにはどうすればいいか、ということに焦点を当てている。「出自を知る権利」は、イランでの研究から恩恵を受けるであろう事例のひとつ。このような倫理的問題に関する議論は、しばしばクリニック内で行われるが、新たな規制の導入がクリニックのビジネスモデルに有利に働くとは限らないため、利害の対立が顕著になる。ART規制を推進するのは、独立した協会や学会であるべきだ。自分は、この問題についての共同研究に興味がある。

現在、イランにおける妊娠中絶、出生前診断、人口政策に関するプロジェクトに取り組んでいる。来年3月には日本（東京、仙台、場合によっては京都）を訪れる予定である。

(2023年10月)

Dr. Ehsan Shamsi Gooshki [Link](#)

シラーズ医科大学を卒業後、2013年にシャヒード・ベヘシュティ医科大学で博士号を取得。専門である医学倫理の分野において、教育、研究、政府関連業務の経験がある。

現在は、オーストラリアにあるモナシュ大学の客員研究員をしている。

出版物

Governing the Access to COVID-19 Tools Accelerator: towards greater participation, transparency, and accountability
Governing the Access to COVID-19 Tools Accelerator: towards greater participation, transparency, and accountability. (2021) The Lancet.

Guideline for the Care and Use of Laboratory Animals in Iran
Guideline for the Care and Use of Laboratory Animals in Iran. (2021) Lab Animal, Nature.

Placebo use and unblinding in COVID-19 vaccine trials: recommendations of a WHO Expert Working Group
Placebo use and unblinding in COVID-19 vaccine trials: recommendations of a WHO Expert Working Group(2021) Nature Medicine.